

岩手県公安委員会告示第4号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第12条の3の規定に基づき、同条の診断を行う医師を次のとおり指定した。

平成25年2月8日

岩手県公安委員会

委員長 藤原 博

医師の氏名	勤務する病院の名称	勤務する病院の所在地	指定年月日	診断の対象者
矢島 英雄	一般財団法人岩手済生医会三田記念病院	盛岡市加賀野三丁目14番1号	平成24年12月4日	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者並びに銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条各号（第3号を除く。）に掲げる病気にかかっている者
土屋 輝夫	岩手県立南光病院	一関市狐禅寺字大平17番地	〃	
小井田 潤一	岩手県立一戸病院	二戸郡一戸町一戸字砂森60番地1	〃	
三浦 正之	医療法人財団正清会三陸病院	宮古市板屋一丁目6番36号	〃	
寺山 靖夫	岩手医科大学附属病院	盛岡市内丸19番1号	〃	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に掲げる病気にかかっている者及び介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者
千葉 健一	岩手県立大東病院	一関市大東町大原字川内128番地	〃	